

和歌山県有床診療所協議会会員事務局より会員の皆様へ

(2019. 10. 2)

文責：辻 興

いつも当協議会運営への会員の皆様の御協力、心より感謝申し上げます。

9/29 に福岡にて開催されました「全有協若手医師の会委員会」に参加致しましたのでご報告致します。

「若手医師の会」への入会ご希望の方は、和有協にて推薦状を作成致しますので、会員事務局までご連絡下さい。

件名 令和元年度第1回全国有床診療所連絡協議会若手医師の会委員会

日時 令和元年9月29日(日) 13:00~15:00

場所 オリエンタルホテル福岡 博多ステーション B2F「KAEDE」

出席者 辻 興 他27名

【次第】

○挨拶

全有協 鹿子生健一 会長

日医 小玉弘之 常任理事・有床診療所担当理事

全有協 葉梨之紀 最高顧問

○議題

1. 活動報告：全有協 鹿子生健一 会長
2. 医療に関する税金制度について：全有協 小林 博副会長
3. 10年後の有床診療所について

【要旨】

◇ 有床診療所の70%は70歳以上の医師が運営

◇ 「医療に関する消費税問題」

平成元年の消費税導入以来、税率 3%⇒5%⇒8%⇒10%と上昇するのに連動して「医療に関する消費税問題」が表面化、顕著化してきたが、その根幹には「医療は消費税非課税」という税制原則が存在する。昭和27年の地方税法改正で、社会保険制度実施に伴う国民皆保険の普及目的から「保険収入を課税標準から除外する」とされ、①医療機関における社会保険診療報酬に対する事業税は非課税に、②医療法人に対する事業税は軽減税率を適用することになった。

この時、日医は厚労省に医療への課税は馴染まないと突っぱねており、医療報酬は「(保険)点数」介護は「単位」で評価されることとなった。その為、消費税率の上昇に連動してしばしば問題となる「医療に関する消費税問題」に対し、厚労省は、そもそも日医が非課税を求めたことを根拠に、「医療は消費税非課税」という税制原則を貫き、患者には課税しないスタンスを保っている。しかし高額医療機器の購入等で、高額な消費税が経営を圧迫する病院を抱える病院協会等が、医療にも消費税を課税すべきと主張している。

◇ 「小規模入院施設構想」：全有協 田那村 宏副会長より情報提供

平成4年7月に日本医師会のプロジェクト委員会として「小規模入院施設検討委員会」が設置され(田那村副会長も委員として参加)当時の日医村瀬敏郎会長より諮問を受けて「有床診療所、小規模病院、単科(小規模)病院の将来の検討」-特に有床診療所の位置づけについての検討-について平成4年9月2日から平成5年3月24日まで6回の議論を重ね、中間取りまとめを大道久委員長から報告。

小規模入院施設の理念：

- (1) かかりつけ医自らが患者を収容して診療を行なう入院施設
- (2) 地域に密着して地域医療・地域ケアを支える入院施設
- (3) 医師の専門性を発揮する為自ら運営する入院施設

小規模入院施設の制度的規定

(1) 病床数について

上限を30床として下限を定めない。病床種別を設定しない。また、医療計画における必要病床数として算定しない。

(2) 医師に関する規定について

開設者たる常勤医師1人と、非常勤登録医師1名以上とする。

(3) 看護要員に関する規定について

入院患者6人に対して看護師または准看護師1人の配置を標準とする。

(4) いわゆる48時間規定について

在院期間の規定はしない

(5) その他の基準または標準等の規定について

医師当直については宅直制も可とする。薬剤師、栄養士等の配置は規定しない。

構造施設については現行の有床診療所に準ずる。

(6) 名称について

公式名称は「小規模入院施設」とし、別称としてプライマリ・ホスピタル、かかりつけ病院等が考えられる。

(7) 他の施設体系との関係

小規模入院施設の適用は申請選択方式とし、従来の19床までの有床診療所、及び20床以上の病院制度は残して、選択を可能とする。

◇「10年後の有床診療所」について

事前アンケート結果をもとに、若手医師全員が発言。

- ・ 若手医師の会参加者最年少は37歳が2名、救急・在宅・介護等積極的に活動。
- ・ 言葉は悪いが儲からない事業に若手医師は集まらないので、採算の取れる事業にしないといけない。
- ・ 人口増加時代の親の成功モデルをただ承継しても人口減少社会では上手くいかない。
- ・ 自身の有床診療所の承継は子供の判断に委ねるとの回答が多く、承継を望む第三者への委譲も検討。
- ・ 第二次世界大戦後の長い歴史を有する有床診療所は、近年法的にも存在が明確化し、24時間規制も廃止され、有床診の担う役割も明確化し、スプリンクラーなどの防災面も充実し、昔の有床診療所とは異なる近代的な医療施設となった。この際、「有床診療所」という名称を「マイクロ・ホスピタル」という分かりやすい名称に変更し、新しい価値の創造に繋げるべきでは？との意見を、和有協会アンケート結果（有効回答の67%が「マイクロ・ホスピタル」への名称変更賛成し、名称変更への反対は0%）をもとに説明。「病床を有する診療所」との法的名前の別称として検討しても良いのでは？との司会者からの回答あり。